

## 「たたき台」の考え方について

## ○「(1) 介護保険制度の要介護2以上を受けていること」について

- ・介護保険制度との整合性、一般の労働者・事業主による判断の容易さという観点から、介護保険制度の要介護認定を受けていること、を基準とする。
- ・介護保険の要介護2～3程度と考えられる現行の判断基準を緩和する方向で見直しを行うという方向性を踏まえ、また、日常生活について一定程度の身体介護を含む介助が必要になっている場合には、家族が何らかの両立支援制度を利用する必要性が高いと考えられることから、「要介護2以上」と設定する。

## ○「(2) ①～⑫のうち、「2が2つ以上」または「3が1つ以上」該当し、かつその状態が継続すると認められること」について

- ・介護を受ける家族が要介護認定を受ける前に介護休業制度等の利用を申し出る場合や、要介護認定を受けられる年齢に達しない人については(2)の基準を用いて判断する。
- ・(2)の表については、介護保険の要介護認定調査票の認定調査項目から、代表的かつ労働者にとって比較的わかりやすいと考えられる項目を抽出し、項目の表現ぶりや選択肢についても、可能な限り労働者にとってわかりやすい表現にしたものである。
- ・日常生活について一定程度の身体介護が必要となっている場合に、家族が何らかの両立支援制度を利用する必要性が高いと考えられることを踏まえ、介護保険の要介護認定調査票の認定調査項目のうち第1群及び第2群(起居動作、生活機能)の該当レベルを設定。(①～⑥)
- ・認知症等の場合には、日常生活について一定程度の身体介護が必ずしも必要ではない場合であっても、見守りや、介護サービスの手続きなどに手助けを行う必要性が高い場合もあると考えられることを踏まえ、介護保険の要介護認定調査票のうち第3群～第5群(認知機能、精神・行動障害、社会生活への適応)の該当レベルを設定。(⑦～⑫)

※ 要介護認定を受けられる年齢に達しない人で介護の必要性がある人(障害がある人など)の状態について判断する場合にも、ある程度違和感のない基準とするため、障害支援区分認定調査票における調査項目を一部加味している。(④、⑨)